監査資料４

令和6年度川崎市家庭的保育事業等指導監査における重点事項

本年度の家庭的保育事業等の指導監査は、次の事項に重点を置いて実施するものとする。

１　施設の適正な運営の確保

(1) 当該施設の職員に適用する必要な規程類を適正に整備し、また協定等の締結を適切に行っているか。

(2) 条例等に規定された職員が適正に配置されているか。

(3) 職員の確保と定着化に努めているか。

(4) 施設の構造設備が衛生的に管理され、児童の危害防止に配慮されているか。

２　非常災害対策、事故防止等の安全対策

(1) 条例等に規定されている避難・消火訓練を適正に実施し、消防機関に報告しているか。

(2) 当該施設の消防用設備について、定期に点検及び消防署への届出を行っているか。

(3) 非常災害に対する計画（避難確保計画等）に基づく訓練を実施するとともに、防災用の備蓄をしているか。

(4) 安全計画を策定するとともに、職員に対する周知や研修・訓練の実施、保護者に対する取組内容等の周知を行っているか。

(5) 子どもの出席状況や人数確認などについて、保護者や職員間で速やかな情報共有を行い、人数確認などについて安全管理の徹底を行っているか。

(6) 睡眠中は、職員が必ず在室し、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェック・記録する等、必要な安全対策を講じているか。

(7) 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をしているか。

３　人権の尊重

(1) 保育所保育指針にある「子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人権を尊重した保育」を行っているか。

(2) 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいけるよう保育環境を適切に整備しているか。

４　評価を踏まえた計画の改善

(1) 園児の生活する姿や発想を大切にした保育の計画に基づく保育の実施、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、全職員が共通理解をもって取り組んでいるか。

５　保育の質の確保・向上

(1)　職員は職務内容に応じた専門性を高めるために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めているか。また、施設長は保育所全体としての保育の質及び職員の専門性向上のために必要な体系的・計画的な研修機会を確保すると共に組織内での研修成果の活用が図られているか。

６　食事の提供状況

(1)　給与栄養目標量を設定し献立の作成を行い、一人一人の子どもの成長・発達に必要な栄養量を確保したうえで給食を提供しているか。

(2)　保育所保育指針第 3 章 2 にあるように、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われているか。

(3) 窒息、誤嚥事故防止について正しく理解し、適切な給食等の提供を行っているか。

７　適正な会計処理

(1) 各会計年度に作成すべき計算書類が適正に作成されているか。

８　子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(1)　処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善等加算Ⅲの実績報告書を適正に作成するとともに、職員の賃金改善が適切に図られているか。